

# 法科大学院における教育の理念と現実(上)

## — 司法試験との関係を中心にした現状と課題に関する分析 —

早稲田大学大学院法務研究科教授・弁護士

稲葉 威雄

### 目次

- はじめに
- 一 法科大学院の理念の実現
  - 1 プロセスの中での教育・選別の必要
  - 2 現行司法試験の問題点
  - 3 試験による選抜とプロセスによる選別
  - 4 法科大学院教育における選別
  - 5 グランドデザインの欠如
- 二 法科大学院の教育の現状と課題
- 1 その成果の評価
  - 2 総合的な整理

(以上本号)

### はじめに—法曹養成の重要性と

#### 本分析のスタンス

日本社会の制度疲労現象の一環として、わが国における社会的基盤(インフラストラクチャー)としての司法制度の機能不全が指摘されるようになり、司法改革の作業が行われた。平成十一年に発足した司法制度改革審議会の報告をうけ、平成三年には司法制度改革推進法が制定された。これに基づき、司法制度改革推進計画が策定され、司法制度改革推進本部が発足した。

これは、日本社会における法の支配の貫徹という理念を表現するた

め、国民が容易に利用できるような、公正で適正な手続での、迅速・適正・実効的な司法制度を構築することが目的である(司法制度改革推進法二条)。この作業は、時限的なものとされ、右改革推進本部も既にその任務を終えて解散し、昨年(平成一六年)末で、制度改革の面では、一応の区切りがつけられたが、今後その具体的な運用が問題になる。

司法に関する制度すなわち司法の枠組みは、当然司法の機能のあり方を基本的に規制することになるから、その機能の向上のためには、運用の改善だけでは間に合わない場合には、制度改革が、その前提条件の

整備としてまずテーマとなることは当然である。しかし、制度というものは、それを形として整えさえすれば、期待された機能を直ちに発揮するものではない。その趣旨に則った適切な運用がされるかどうかの問題である。その運用を担うのは、結局は人であり、人を得るかどうかが決定的に重要な意味をもつ。

司法制度の運用を担う主要な者は、いわゆる法曹である。優れた法曹を社会の需要を充たすのに必要十分な数(つまり法曹の質量を)確保すること(人的基盤の確保)が、司法改革の成功の重要なカギになる。

そこで、司法改革の作業の中で

も、法曹の数の増加とその養成の仕組みの改善は、重要なテーマとされていた。これまでの法曹養成の問題点（その数の制約と司法試験という点による選別の弊害）が指摘され、結局これに代わる制度として、法科大学院の修了を司法試験の受験資格とする代わりに、司法修習の期間を短縮する制度が採用された（この法科大学院に関する整備は、他の制度改革に先がけて平成一四年末に成立した）。

これは、受験技術による司法試験合格ひいては法曹資格の取得という事態を避け、本当に法曹としての素質と能力がある者をプロセスの中で教育し、法曹資格を与える者を選抜（選別）しようとする考え方に基づくものである。

昨年（平成一六年）四月に法科大学院が発足し、その第一期の卒業生についてのいわゆる新司法試験が平成一八年に行われる。昨年から、その合格者数についてこれをどう設定すべきかについての論議が盛んに行われている（司法試験管理委員会の方針としては、当初の報道の八〇〇人よりは、新司法試験合格者枠を増やす方向のようである）。

本稿は、この法科大学院に関する

理念が実際に実現できるかどうか、その現状と課題を私なりに分析してみようとするものである。全く個人的な見解であり、いかなる組織の意思を反映したものでもない。当然個人的なバイアスを含むことは否定できないが、さまざまな立場から十分な議論をすることが大切である（たとえば、座談会「法科大学院の開校と展望」第一東京弁護士會報平成一七年一月号四頁）。

本稿における見解の背景を明らかにする趣旨で、筆者の個人的な立場を述べておく。法曹歴は、裁判官、法務省での民事立法・法務行政の担当者、弁護士として四三年近くになる（そのうち弁護士の経歴は浅い）。現在は法科大学院の教員として限定された範囲ではあるが（もっぱら既修者一年次の会社法を担当している）、法科大学院生と接している。司法改革審議会での検討が行われていた当時には、裁判所で司法行政を担当する立場にあつた。今では一五年以上も前のことになるが、司法試験委員も一〇年ほど経験した。

なお、所属の弁護士会の法科大学院検討委員会に参加しており、また独立行政法人大学評価・学位授与機構の法科大学院認証評価委員会にも

参加して、それらの場における情報にも接している。

## 一 法科大学院の理念の実現

### 1 プロセスの中での教育・選別の必要

法科大学院の目的としてのプロセスの中での教育と選別という理念自体は、正しいものである。これまで養成された法曹の状況は、層の薄さが否定できないほか、ギルド化の現象がみられ、閉鎖性が強い（拙稿「司法に関するある情報発信―司法改革へ向けての司法界・法曹界の課題」NBL七七六号五五頁参照）。これには、情報の流通不足、競争の欠如による淘汰の不足という面があることは否定できない。多様な能力のある法曹に対する社会的なニーズに応えるのに十分ではなく、法の支配の実現を図る障害になっている。この状況は何とか解消しなければならぬ。

それには、法曹人口の増加と多様な人材の確保が必要であるが、これまでの法曹養成のシステムは、選抜について専ら一発勝負の司法試験に依存している。そのような司法試験の手直しだけでこの目標が実現できるかどうか疑問とされ（試験内容

を変えらるには教育内容を変えることが前提であるが、それが既存のシステムのの中で可能かどうか）、法科大学院教育との連携というシステムが採用されたものである（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「連携法」という）参照）。

連携法二条は、法曹に期待される要件として、高度の専門的知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性、職業倫理を掲げている。これを備えた法曹をどのようにして養成するかが、法科大学院教育の課題であり、その達成が法科大学院の使命である。

### 2 現行司法試験の問題点

現行司法試験の問題点は、私見では、次のようなものと考えられる。

まず、①受験者を選抜するための短答式試験が、憲法、民法、刑法の三科目に限定されていることである。この三つが基本法であることに異論はないが、範囲が限定されていることから、点差をつけるため（足切りの目的の達成のためにはそれが要求される）、きわめて難解でパズルのような問題になる傾向がみられる（法曹に要求される基本的な法知識

を問うというものではなかった、また受験生が専らこの三科目のみを重点に勉強することになり勝ちであった。

法曹に基本的に要求される高度の専門的知識として、この三科目では足りないことは明らかであり、およそ教養に関する配慮はない。したがって、法律だけをガリ勉強することによって合格することも可能である。

例えば、短答式については、国家公務員採用一種試験と共通化する等の配慮が望ましかった。現行の短答式試験で本当に優秀な法曹としての素質・素養を測ることができかどうかは、極めて疑問である。

その結果として、②この三科目以外の科目の論文試験での成績は、二極分化の傾向が顕著であった（商法や訴訟法のような必修ないし選択必修でも、破産法のような完全な選択科目でも同じであった）。つまり、採点結果の偏差値の分布が正規の曲線（プロバビリティーカーブ）を描かず、ある程度勉強している集団と殆ど勉強していない集団との二山に分かれる。ところが、採点者が複数いることから生ずるばらつき、また科目選択によるばらつきを調整するという趣旨で、これを正規分布に改め

ることが要求される。

その結果として、本来のあるべき採点では、およそ合格ラインに達しないとみられる者についても、点数がかさ上げされる。そのために、合格すべからざる者のフロックによる合格という現象が起こる。

一般に論文試験の採点（得点）調整は、採点者が複数いるときは、これを行うのが公平のようにみえるが、他方調整対象となるべき各集団の構成が同じ能力を有しているはずという擬制があり、この擬制が正しいかどうかの問題となる。その意味では、受験者の属性や数、試験問題が異なっている選択科目間の採点の客観的な公平の確保は、実際上不可能といつてよい。

さらに③論文試験に共通して、その出題内容が究極の大問題である。その成績は、法曹としてのスタートにたつ資格があるかどうかを判別する重要な基準になっている。後に法科大学院での教育や新司法試験に関連して詳しく触れるが、現在の司法試験の問題は、試験問題におけるキーワードに反応して知っていること（教えられたこと）を羅列して書けば、そこそこの点が得られるという要素があるように思われる。

このような試験問題の問題性は、司法試験予備校による受験技術の向上によってもたらされた面がある。

すなわち、このような問題は、想定される出題について効率的に論点（論証パターンを記憶させる）を教えることで、対応が可能である。正解志向が生まれ、自分で考えることをしないで済ませる教育のほうだが、このような問題に対応するには効率的だということがある（ひたすら模範解答を求める傾向）。

他方で、このようなスキルの開発は、優れた法曹の素質・能力の選別という観点からは、むしろ負の要素をもつことが懸念される（もちろんこのような能力開発のシステムからも、そこそこの法曹が生まれる可能性があることは確かである。また、どのような試験でも対応できる本当に優秀な層が存在することは否定できないから、現行システムがおよそ欠陥制度とはいえないが、より優れた法曹への発展性を摘んでいる恐れも大きい）。

つまりは、インプットされた情報を自分の回路で処理して、解答としてアウトプットすべきものをきちんと選別する能力（自分で考える力）を試す試験にすることが望まれる。

### 3 試験による選抜とプロセスによる選別

試験というのは、科挙以来、他に適当な代替手段はないし、客観的な公平性という点では極めて説得的であるから（世襲に比べれば数段すぐれている）、やむを得ないけれども、本質的には不完全な要素をもつ選抜（選別）方法である。一発勝負の要素は、どうしても払拭できないし、多様な能力の姿を客観的に測定する理想的な試験問題や採点の確保は、至難のことである。

その意味では、教育のプロセスの中で能力の開発状況を検証し、その成果を測って例えば法曹としての能力・資質を見定める方が、より適切なその資格者の選抜方法といえるであろう。しかし、これは手間と時間がかかる。たとえば法科大学院というシステムを採用する場合、法科大学院卒業までに要するコスト・負担が問題とされる（特に、それが法曹養成という成果を生まない場合が問題である）。

なお、そのプロセスの出発点での法科大学院の入学者の選別や成績評価は、公平を期すためには、やはり試験によらなければならない、とい

う問題も残っている。あらゆる局面における試験制度の改善（広く人事評価のシステムの改善とスキルの向上）は、今後の継続的な検討課題である（特に法科大学院の入学試験・成績評価のための試験や司法試験については、改めて触れる）。

また、優れた法曹については、もちろん努力も大切だが、資質（才能・潜在的能力・素質）が極めて重要である（努力できることつまり勤勉であること、誠実であることも、一つの素質である）。すぐれた素質があり、法律に片寄らない経験・素養を有する人材が、法曹を目指してくれることが望まれる。

法律制度は、社会生活を円滑に営むための道具であるという認識が必要である。その基本的なセンスが備わっていれば、法律知識は後で十分補充できる。これも、法律の関する教育を受けていない、多様なバックグラウンドを持ついわゆる未修者を広く受け入れる法科大学院が構想された理由の一つということが出来る。

#### 4 法科大学院教育における選別

現在の法科大学院が、このプロセスのなかでの法曹養成のための教育

と選別を実際に遂行するための条件をしっかりと検討する必要がある。かつて法科大学院構想採用の可否が論議されていた当時の私の最大の疑問は、プロセスの中で選別（排除）が日本の文化の中で可能か、ということであった。

日本の学校教育においては、いわゆるいい学校でも、入るには難しいが、出るには易しく、過程での選別は殆ど行われていないという状況があった（教育の場に限らず、終身雇用制・年功序列制等の制度が支配的であった日本社会では、組織の中の選抜・選別自体は、当然その活力を維持するためには必須のものであるとしても、組織からの排除・追放を避けることは、一般的な支配原理であったといえるかもしれない）。その中で法科大学院だけがそれを実行することができるか、である。

もちろん、これについては、たとえば義務教育の局面では、別の考慮が優先する。誤解を避けるためには、これは除外して（広い意味での弱者保護は別に考えるべき問題として）議論すべきである。

このような状況（いったん組織に入れた者は、不適格者と認めるべき状況が生じても排除しない）は、例

えば司法研修所でも裁判所でもみられたが、近時これに変化がみられる。裁判所における裁判官の任期の活用（再任しないこと）や司法研修所を安易に修了させない司法研修所での動きである。平成一六年一〇月（五七期）の司法修習生の卒業留保者の数は、五〇名近かったとのことである。

自由職業としての弁護士の世界においては、これは、より困難な課題である。懲戒制度の活用はもちろん考えられるが、それでは限界がある（能力の不足の問題は、よほどの過誤をしない限り、懲戒には親しみ難い）。悪貨が良貨を駆逐することがないような、客観的で適切なよい弁護士とそうではない弁護士を利用者が選別するための情報流通の仕組みが形成できるかどうか、問題である。

そのような情報はセンシティブなものであり、主観的なバイアスがかかる恐れは常にある。逆に評価という意味を全く含まない情報は役に立たないということもある。最後は市場原理ということになるかもしれないが、市場原理の貫徹がプロフェッショナルとしての法曹にふさわしいものになるかどうかは、また大問題である。

ただ、法曹という地位を権威化することなく、批判をタブーにすることはならない。節度が要求されることはいうまでもないが、少なくともそのスキルや倫理性等について批判能力をもつ法曹間での理性的・実証的な相互批判をより活発にすべきことには疑いがない（いわれのない非難は、許されないような仕組みにすることも大切である）。

早稲田大学の法科大学院でも、採点の厳格化が推進されているが、このような法曹社会一般の閉鎖性の除去、情報の円滑な流通が伴ってこそ、法科大学院教育の中でのプロセスでの選別・淘汰が説得的なものになる。

#### 5 グランドデザインの欠如——法科大学院の収容人員数と司法試験合格者数との不均衡

##### 問題の所在

司法界でのプロセスにおける選別をめぐむ状況に変化の兆しが見られるとはいえ、それが現在の法科大学院において実際に実現するためには、多くの阻害要因が考えられる。

そのうち最大のもの、法科大学院の卒業生について司法試験に合格する率が極めて低いと見込まれること

である。これは、法科大学院教育のあらゆる面で悪い影響を与えることが危惧される。

法科大学院で行われる教育は、法曹養成を目的とするものであるが、専ら司法試験合格を目指す技術的なものであってはならない。それは、法科大学院卒業を司法試験の受験資格とした趣旨に反する。法科大学院が、現行司法試験の合格者の多くについて、そのような正解志向のマニュアルづけの司法試験予備校教育を受けてきたことの弊害がみられ、そのアンチテーゼとして新制度が採用されたことからいって、そのことは明らかである。

しかし、法科大学院卒業者の多くが司法試験に合格しないことになること、そこで矛盾が露呈する。せっかくよい法曹になるための教育を受けても、実際に法曹になれなければ、意味がないことになる恐れがあるからである。

法科大学院の教育は、受験資格を得るためだけのものとして、受験技術の習得にのみはしる動きが生まれること、あるいは法科大学院自体が、本来の理念を捨てて司法試験合格指向の教育を目指す動きが生ずること、起こり得る（後記のとおり、司法試験の内容をそれでは合格しないものにするこゝでどこまでこのような動きを食い止められるかが問題である）。また、法科大学院教育の中での選別すなわちプロセスでの選別も行われ難くなる（最終的に司法試験の段階で大きく篩いかけられるのでは、法科大学院での選別は余り意味がないという感覚になる。また、全ての法科大学院で同じ選別行動をするかどうか、その選別の基準の公平性は担保できるか、また多様性の確保という観点からはどうかといった問題がある）。

加えて、特に優秀な未修者を法科大学院ひいては法曹に吸引する力が失われ、優秀な法曹の後継者が得られないのではないかとという危惧がある。これまでのシステムの場合には、本来に優秀な者は、法学部出身で無い者でも、仕事をしながら勉強をして司法試験に合格することができた。しかし、この新しいシステムでは、フルタイム（夜間制のものもあるが、それでも時間面・費用面の拘束・負担は大きい）の法科大学院で、原則三年（既修者認定を受ければ二年）の授業を受けなければならない。

現行司法試験制度のもつ法曹の多様性の源泉自体は失われることは必然であるから、法科大学院への多様な人材の吸引力が失われると、現行制度より悪い状況に成りかねない。

アメリカの場合

範としたとみられるアメリカの場合には、法科大学院以外に法学部的なものはなく、Bar Exam. の合格率は、かなり高いようである（Bar Exam. は州ごとに行われるから、その合格の難しさは州による。その中でも、カリフォルニア州の五割台とというのが最も低い部類だといわれる）。そもそも Bar Exam. は、ロースクールの教育とは関わりの薄い試験内容だということが定着しているようでもある（法科大学院卒業後に試験に備えて受験予備校に通う。もっともアメリカの学生も卒業時の Bar Exam. 合格への意識は強いようである）。

このことについては、ダグラス・K・フリーマン「リーガル・エリートたちの挑戦」二四六頁（商事法務二〇〇三年）に詳しく記されている。他方、法曹としてのキャリアについては、ロースクールの成績に強く影響されるとともに、ロースクールの序列の評価も、シビアに定まっているといわれる（US ニューズ・ア

ンド・ワールド誌の二〇〇三年度版ロースクール・ランキングによれば、一位イェール、二位がスタンフォード、三位がハーバードである。もつとも、その信頼性がいかなるものかは明確ではない）。

また、Bar Exam. に合格したからといって法曹の身分や仕事に固執することはないようである。さらに同じ法曹でも、ランクの差は著しい。そして、アメリカ社会全般に職業間の流動性が極めて高いという特質がある。法曹資格を有する者についても、学究の世界と実務の世界との交流が日常的に行われる。

日本の場合

日本の社会は、それとは違う。つまり、法曹の資格は、希少価値をもち、法律事務について独占的な権益を与えるもので、その有無は決定的な意味をもつ。資格者の間での能力差を明らかにする仕組みは十分備わっていない。

実体的な正義が重要視され、たとえば当事者についた弁護士との能力差を直接に訴訟の勝敗の結果に結びつけることが望ましいとのコンセンサスはなく、むしろ裁判所はそのような結果が生じないように努力すべきだ、少なくともそれは不公正・不平

等とはいえないという感覚があるように思われる。結果として、その職業能力に影響を受ける関係者に不測の損害を与えることがないよう最低限の能力は確保すべき期待が社会的に存在する一方、競争は激しくない。法曹資格の取得での段階での能力測定が重視されるゆえんである（もちろん、現行制度で本当にそれが確保されているかは、別の問題である）。

もちろん、アメリカ流の有能な弁護士を選任しない当事者は損をして当然で、それをしない当事者の自己責任の問題だとし（訴訟をゲームとする見方）、それを通じて法曹特に弁護士淘汰を図ればよいという立場からの批判は、容易である。しかし、そのような社会にすることが本当に望ましいかどうかには疑問があり、またそのような社会を円滑に動かすのに必要な受け入れ態勢（仕組み）が備わっていないことも事実であって、そのことは無視できない。

もともと、法科大学院の教育は、その卒業生の大半が法曹になれるというものでないと、うまく動かないと考えられる。そういう期待があればこそ、二年ないし三年の余計な教育期間にも耐え、司法試験の合格に直結しない能力開発にも落ち着いて

いそむ意欲が生まれる。法科大学院の卒業生の数と法曹資格取得者の数との間に相当のバランスの存在が必要である。しかし、現行の法科大学院の制度は、そのバランスを確保しないまま発足した。そのバランスの確保を実現することができるとは、一つの大きな問題である。

法曹人口の増加に対する抵抗の存在

バランスを回復する一つの方策として、司法試験合格者の増加ひいては法曹人口の増加がある。基本的には弁護士人口の増加に結びつくが、これについての弁護士会の大勢は、極めて消極的である。需要見直しもはつきりしない。そして、その淘汰についての仕組み（悪貨が良貨を駆逐しない仕組み）も備えられていない。そういう状況における妥協の産物として、中期的な目標として司法試験合格者三〇〇〇人という枠（短期的には、平成一八年で旧試験と併せて一六〇〇人程度とされる）が定められたが、他方で設立された法科大学院の定員は既に六〇〇〇人近い。これでは、問題が起ることは必至であった。

本来は制度設計の当初の段階で、この問題について徹底的に論議をす

べきであった（司法試験合格者に枠がある以上、法科大学院の配置を考るとともに、その学生の定員を相当の数に絞ることが望ましかったが、その方策は現行のシステムでは難しかったのであろう。しかし、そのツケは法科大学院に入学した者にまわる）。グランドデザインの欠如というゆえんである。実際に問題が突きつけられてから騒ぐのは、日本の先送り体質の現れの一つということになる。

## 二 法科大学院の教育の現状と課題

### 1 その成果の評価

#### 入学者の選抜

他方で、現実に設立された法科大学院の教育の成果（その卒業生は原則的に法曹とするのにふさわしいかどうか）は、いまだはつきりしていない。発足後一年も経過せず、新司法試験の合格者も出ていない状況では、そのことは当然ともいえる。もちろん学校差もあり得るが、これも密かに囁かれているだけである。法科大学院は、高度の専門性を有すべき職業人としての法曹を養成するためのものであるから、その教育

を受けるのにふさわしい者を対象にしなければ、効果が薄いことはいうまでもない。しかしながら、そもそも法科大学院の入学試験で、実際に優秀な法曹になるべき資質の者が選抜されているかどうか、必ずしも評価が定まってははいない。

法科大学院入学のための資格認定試験は、大学入試センターと日弁連法務財団の二団体が実施しているが、双方を受験した者の得点に乖離がみられるという指摘もある（ともに一面的な評価しかしていないということであろう）。この両者を統合して信頼性を高めようとする動きもみられる。

早稲田大学法科大学院での第一年度の成績評価に基づく暫定的分析では、むしろ逆相関関係が認められるとの指摘もあった。つまり、いまだ米国のLSATのような信頼性は確立していない（もつとも、このいわれられているLSATの信頼性も、論証可能なものかどうかは知らない。前掲「リーガル・エリートたちの挑戦」二三頁参照）。各法科大学院が実施する入学試験も、その選抜方法としての効果は、まだはつきりとした評価の段階ではない。アメリカのロースクールの場合には、事前の書類選

考にのみ依存しているようである。

法科大学院における教育の内容・レベルを調整する意味で統一司法試験を用い、司法修習の存続が定められたという要素もある。司法修習を存続させる場合には、その容量（特に実務修習のそれ）が司法試験合格者増加の制約要因になることは、明らかである（三〇〇〇人の合格枠がある程度前倒しにすることはできるかもしれないが、それ以上にするこゝとなれば、修習の廃止を検討せざるを得ない。これも法曹養成システム上の大変革であり、その利害得失と後始末について十分検討しなければならぬ）。そうすると、既に発足した法曹養成制度について、今後差し当たって現実にとりうる方策は、極めて限定されている。いたずらに現状を責めるのではなく、その問題点を整理して今後のよりよい選択につなげる必要がある。

### 法科大学院の淘汰

基本的に法科大学院制度を社会的に口スの無い有用なものにするには、法科大学院卒業者が原則的には法曹になれるという状況（少なくとも法曹になれる者であつても法科大学院での教育をその後の職業生活に生かせる仕組み）にする必要がある。現状は、そこに格差があるよう

にみえる。これを埋めるには、司法試験合格者を増やすか、法科大学院の定員を減らすかしかない。もちろん法科大学院で卒業者数を入学者数の半数近くまで減少させる淘汰をすれば、現状でもよいが、それは実際問題として非現実的である。せいぜい一割程度が最大値であろう。どちらの方向に重きをおくべきかについては、今の段階では、決定的なことはいえないというのが正直なところである。

法科大学院の教育の見地からいえば、司法試験合格者の数が増えることが望ましいことは明らかだが、これまでのいきさつや客観的状況からは、そう簡単に説得力をもって実現すべきだと言いつけるかどうかは問題である。いずれの選択肢もあり得ることを前提に、その選択のための条件を整理して考えてみる。

基本的には、次のように言うことができる。法科大学院の教育内容とその卒業生の能力を検証して、法曹にふさわしいと考えられる者まで新司法試験では不合格になつていくということなら、合格者つまりは法曹人口を増加すべきである（法曹の需要がそれほどないというのであれば、法曹間での競争が激化することになるが、その場合に悪貨が良貨を

駆逐することがないような仕組みを工夫する必要はある。他方、この育成について十分な能力をもたない法科大学院は、淘汰されるべきである。法科大学院の救済のために司法試験合格者を増やすというようなことがあつてはならない。以下、少し具体的に考えてみる。

## 2 総括的な整理

### 教育の方法論の確立

法科大学院の学生は、法曹になるという目的意識がはつきりしており、意欲的に勉強していることは、事実である。比較的少人数のクラスで、充実した双方向の授業を行うのは、教師にとつても学生にとつても刺激的である（これは、多くの教師が異口同音に認めるところである）。少なくとも、学部での多くの講義方式の授業に比べてエキサイティングであることは疑いがない。問題は、

法科大学院で行われるべき法曹養成教育の方法論が必ずしも確立していないことにある。当然のことながら、いまだ試行錯誤の状況にある（いくつかのセミナー、シンポジウム等も開催されている）。少なくとも優れたモデルの共有化には至っていない。本稿でも、この点については、必ずしも将来の方向を具体的に

示すまでの考え方が成熟しているわけではない。後で詳論する。

### 教育目的

その目的について、連携法二条が前記の法曹養成の基本理念を想定し、さらに五条で法科大学院評価基準は、その基本理念を踏まえたものとするところが期待されている。それをうけ、例えば大学評価・学位授与機構の評価基準では、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を習得させるとともに、豊かな人間性、法曹としての責任感・倫理感を涵養するとしている。

日弁連法務研究財団のそれでは、法科大学院については法曹に必要な資質・能力の養成を独立評価するものとし、その資質・能力として二つのマインド（①法曹としての使命・責任の自覚 ②法曹倫理）、七つのスキル（①問題解決能力 ②法的知識 ③事実調査・事実認定能力 ④法的分析・推論能力 ⑤創造的・批判的検討能力 ⑥法的議論・表現・説得能力 ⑦コミュニケーション能力）をあげている。

二つのマインドといつても、法曹の使命・責任を自覚すれば、自ずとそのため持つべき倫理観は明らか

になるはずともいえる。スキルについても、問題解決を広くとらえ、既発生の問題の解決だけでなく、問題発生の予防という意味も含めるならば、問題解決能力が基本であり、法的知識以下の各項目は、いずれもそのための能力の具体化とみることもできる。

なお、大学基準協会も、法科大学院の認定評価に参入する予定のようであるが、その中間的に公表された評価基準では、これに類する定めはない（連携法二条を踏まえる趣旨であろう）。

### 法的思考方法―正解が論証できない問題の場合

法知識や表現力（コミュニケーション能力）以外の法曹としての能力は、リーガルマインドと言い換えることもできよう。知的能力以外の人間性に対する洞察力と共感をもつ能力は、本当は最も大切な資質であるが、これを測定することは、試験ではむづかしいし、現代的な学校教育ではこれを効果的に涵養するよう仕向けることも困難である。

しかし、議論の過程でのアプローチでそれを論点とすることはできよう。また、臨床法務教育こそその担い手になり得るかもしれないが、その教育手法の確立や教育に当たる人

材の確保は、容易でない。

法科大学院教育で重点がおかれるべきものは、主に法的思考能力についての教育ということになるが、そこで特に重要なのは、多くの難しい法律問題は、その正解を論証できないものであることが多い、ということ踏まえた思考方法である。これまでの司法試験に向けた法律の勉強は、原則的に正解を求めるものであった。その典型は、択一試験合格のためのものである。およそ択一問題というのは、正解がなければ成立し得ない。しかし、このような正解志向への固執の傾向は、難しい法律問題を検討するに当たっては障害になる。

法律（広くは全てのあるべき社会規範）の意味、さらにそれをめぐる法的な利益考量と結論の具体的な妥当性とを総合的に突き詰めて検討して、できるだけ正解に近い回答を求める作業が大切である。

はじめから正解が存在するものとして、それを探索しようとする態度は、こういう作業をするのに役に立たないばかりか有害でもある（その探索によつて発見した権威例えは判例や通説に寄りかかると物事を処理することに繋がる恐れがある。権威に相応の敬意を払うことは大切

だが、簡単に思考停止をせず、それにも疑問をもつことができる能力・態度が必要である）。

そのような態度で作業をすることができる能力の開発が法科大学院の目的であり、使命であると思われる。そこでこそ、豊かな人間性や教養が重要な意味をもつ。

### 正解のある問題解決の重要性

もっとも正解のある法律問題（例えば明文の法律の規定が存在する問題）の解決能力は、基礎的な法曹の素養である。これを誤ることは、直ちに関係人に害をなすことになる。

これは、法曹の職務上の過誤（裁判や弁護の過誤）ということになる。もちろん正解がある問題とない問題の境界の判断も難しいことではある（例えば明文の規定や確定した判例の射程距離いかんという問題があるが、そもそもその規定や判例の存在を認識していないというのでは困る）。

### 法曹倫理

法曹としての倫理感覚を身に付けることは職業専門家としての根幹ではあるけれども、残念ながらこれは学校教育ではどうこうできないところがある。利益の抵触等についての知識を与えることはできるが、職業人としてあるいはもつと基本的には

人間としてやってはいけないことについての感覚は、知的な教育の問題ではない。現に知的水準は極めて高い者が自分の利益を図つて悪事を働く例は、枚挙に暇が無い。

法曹の仕事についての責任感（すなわちその社会的責任にふさわしい能力を保持すべきことの認識と他人に迷惑をかけてはならないという責任の自覚）と自分にも他人にも申開きができない行為はしないという説明責任の自覚があれば、基本的に不祥事は起こらないともいえる。日本の裁判官が廉潔であることには定評があるが、裁判に熟した事件の処理をすみやかにしないのも、職業倫理の問題である。しかし、これが法科大学院の教育で身に付くかどうかは疑問である。

ただ、常に職業倫理の問題を意識しながら仕事をすると訓練をし、それを習慣化することは、極めて有用であろう。それに加えて、法曹の仕事の姿を可視的なものにする必要がある（説明責任の履行）。さらにいえば、個人の職業倫理の問題に関する情報の円滑な流通にも、十分配慮する必要がある（職業上のものは、プライバシーの問題ではないと考える余地がある）。